

「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」 (概要) (案)

平成21年12月25日
消費者庁

1. はじめに

(1) 本「プラン」の策定の背景・経緯

(2) 本「プラン」の策定の趣旨・目的

2. 基本的な考え方

(1) 地方消費者行政における国と地方

(2) 国と地方の関係の「重層性」と地方の「多様性」

(3) 充実・強化のための視点

① 地域における「ヒト」「人材」

② 地域における「参加」「連携」

③ 国と地方の「双方向性」

3. 主なテーマごとの地方への期待と消費者庁の取組み

(1) 消費生活相談体制の充実

① 市町村の消費生活センター・相談窓口の機能

【地方への期待】

- 「モデル」事例も踏まえた相談窓口の充実を
(参考1：「広域連携による消費生活相談の取組みのモデル的事例」)
(参考2：「基礎自治体の多様性を踏まえた消費生活センターや相談窓口」)
- 庁内関係部署や関係者との連携による相談の「掘り起こし」を
- 被害回復から生活再建まで基礎自治体の「総合力」での対応を

【消費者庁としての取組み】

- 地方自治体と「顔の見える関係」を構築します
- (独)国民生活センターとの連携・協力の強化による支援の充実を図ります
- 相談の現状の分析を深め、情報発信します
- さまざまな機会をとらえて地方自治体の首長に対して消費生活センターや相談窓口の設置・充実を働きかけます
- 相談窓口充実のため「基金」の運用について改めて検討・整理します
- 中期的な対策として、相談体制の法制度上の位置づけのあり方を集中的に検討・整理します

② 都道府県の消費生活センターの機能

【地方への期待】

- 市町村の消費生活センターや相談窓口の立上げの支援を
- 基礎自治体の補完的機能を
- 「センター・オブ・センターズ」としての機能を
- 「商品テスト」の機能の充実を

【消費者庁としての取組み】

- (独) 国民生活センターによる支援を充実します
- 「商品テスト」機能の充実と関係機関の連携の強化を支援します
- 都道府県の消費生活センターの強化のため「基金」の運用について改めて検討・整理します

③ 実情に応じた都道府県と市町村の連携

【地方への期待】

- 県のセンター機能の高度化を中心とする連携の展開を
- 管内の消費者行政を一体的に推進する体制の整備を

【消費者庁としての取組み】

- (独) 国民生活センターによる支援を充実します

(2) 法執行の強化

① 法執行を担う体制整備と人材強化

【地方への期待】

- 執行を担う職員の配置と専任化を
- 執行を担う職員の研修の充実を
- 組織としての位置づけの強化を

【消費者庁としての取組み】

- 研修員の受入れなどによる人材育成の強化に取り組みます
- 執行担当職員への研修を充実します
- 国・地方支分部局との連携・協力を強化します

② 国と地方などの連携の強化

【地方への期待】

- 地域内での連携を
- 地域間での連携を
- 国との連携を

【消費者庁としての取組み】

- 連携のための「場」づくりに取り組みます
- 情報の「ネットワーク」を強化します

(3) 相談員の処遇の改善

① 身分、報酬、期間など雇用形態・勤務体系の改善

【地方への期待】

- 相談員の知識・経験を活かす雇用形態・勤務体系を

【消費者庁としての取組み】

- 改善の具体化を可能とした背景や理由を分析・整理し、その情報を提供します
- 改善のための「基金」の活用について改めて検討・整理します
- さまざまな機会をとらえて地方自治体の首長に対して改善への積極的な取組みを働きかけます
- 中期的な対策として、相談員の雇用形態・勤務体系についての制度のあり方を集中的に検討・整理します

② 研修への参加の確保と研修の充実

【地方への期待】

- 研修に相談員が参加しやすい職場環境に

- 研修の機会の充実を
- 研修の内容の充実を
- 研修への専門家・関係団体の協力を

【消費者庁としての取組み】

- 多様な手段の活用による研修の充実を図ります
- 多様な機会の提供による研修の充実を図ります

(4) 行政・担当職員の取組みの強化

① 首長のリーダーシップと連携の体制づくり

【地方への期待】

- 「消費者行政推進本部」の設置など総合的な推進の体制づくりを

【消費者庁としての取組み】

- 首長・担当幹部のリーダーシップの重要性や関係部局の横断的な連携の必要性を働きかけます

② 職員の研修の充実と「キャリアパス」の構築

【地方への期待】

- 職員による相談員に対する積極的なサポートを
- 職員の専門性の向上を
- 消費者行政担当職員の「キャリア・パス」の構築を

【消費者庁としての取組み】

- 職員向けの研修の拡充などを図ります

(5) 地域における連携・地域を越えた連携・国との連携の強化

① 地域の関係団体との連携・協力

【地方への期待】

- 関係団体との連携の強化を

【消費者庁としての取組み】

- 地域での連携の強化のための支援の充実を図ります

② 「参加型」活動の展開

【地方への期待】

- 「参加型」活動の展開を

【消費者庁としての取組み】

- 「参加型」活動の支援の方策について検討します

③ 消費者教育・啓発活動の展開

【地方への期待】

- 教育の「現場」に向けた関係団体との連携の強化を

【消費者庁としての取組み】

- 消費者教育と啓発についての検討を深めつつ、関係府省との緊密な連携を図ります

④ 国と地方のネットワーク強化

【地方への期待】

- 情報の一元的集約への協力を

【消費者庁としての取組み】

- 情報の結節点として、地域のお役に立つ情報インフラと情報の内容を整備します

⑤ テスト機関との連携

【地方への期待】

- 各種の機関を活用して相談に対応できる体制の整備を

【消費者庁としての取組み】

- 地方自治体からの依頼に応じることができる体制の整備を進めます

⑥ 都道府県間の連携

【地方への期待】

- 地方自治体間の連携強化による施策の推進を

【消費者庁としての取組み】

- 地方自治体間の連絡調整がスムーズに行える仕組みの整備を進めます

【問い合わせ先】

地方消費者行政強化プラン策定本部

企画官 坂田 進

電話 03-3507-9181

課長補佐 赤井 久信

電話 03-3507-9175